

議案第 18 号

東京都板橋区児童福祉審議会条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区児童福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条の規定に基づき、区長の付属機関として、東京都板橋区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、児童福祉に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、区長が任命する委員 25 人以内をもって組織する。

2 前項に規定する委員のほか、区長は、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時の委員を任命することができる。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時の委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

(会議)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年板橋区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「東京都板橋区児童福祉審議会条例（令和4年板橋区条例第 号）第1条に規定する東京都板橋区児童福祉審議会」に改める。

(提案理由)

児童相談所の開設に伴い、東京都板橋区児童福祉審議会を設置するため、条例を制定する必要がある。